

九州産業大学経済学会会則

- 第1条 本会は九州産業大学経済学会と称する。
- 第2条 本会は経済学および関連諸科学の研究・発表を目的とする。
- 第3条 本会は次の事業を行う。
(1) 学会誌『エコノミクス』の発行
(2) 研究会および講演会の開催
(3) その他評議員会において適當と認めた事業
- 第4条 本会は次の会員をもって組織される。
(1) 正会員 九州産業大学経済学部専任教員
(2) 学生会員
 (a) 九州産業大学経済学部学生
 (b) 九州産業大学大学院経済学研究科学生
(3) 特別会員 上記以外の者で本会に入会を希望し評議員会の承認を経た者
- 第5条 会員は別に定める額を学会費として納入しなければならない。
- 第6条 会員は学会誌の配布を受け、本会が開催する研究会、講演会などに参加することができる。
- 第7条 本会に次の役員を置く。
(1) 会長（経済学部長をこれに当てる）
(2) 評議員（正会員をこれに当てる）
(3) 運営委員（評議員から2名を互選する）
(4) 監査委員（評議員から2名を互選する）
- 第8条 評議員は本会の最高の議決機関として評議員会を組織し、会務を審議し議決する。
- 第9条 評議員会は年度の初めには必ず開かれるものとする。
- 第10条 評議員会は全評議員の過半数の出席があれば成立するものとし、評議員会での議決には全評議員の過半数の賛成が必要なものとする。
- 第11条 会長は以下の権限を有するものとする。
(1) 本会を代表し、評議員会の議長となり、会務を統括する
(2) 必要に応じて評議員会を招集できる
- 第12条 会長の任期は経済学部長の任期と同一とする。
- 第13条 運営委員は以下の会務を執行する。
(1) 運営委員で組織する運営委員会を随時開催し、編集実務や学会運営に必要なその他の実務を遂行する
(2) 毎年度の初めに前年度の決算書を評議員会に提出する
(3) 毎年度の初めに学会誌発行等の年間計画を立て予算案を評議員会に提出する
- 第14条 学会誌への投稿は正会員によるものとする。ただし、評議員会が特別に許可した場合には、正会員以外の投稿も認める。
- 第15条 学会誌の編集要綱は別に定める。
- 第16条 運営委員の任期は1年とする。ただし、再選を妨げない。
- 第17条 監査委員は本会の会計を監査し、年度ごとに会計報告を行う。
- 第18条 監査委員の任期は1年とする。
- 第19条 本会の会計年度は毎年4月1日に始まり翌年3月31日に終わるものとする。
- 第20条 本会則の変更は評議員会の議決によるものとする。
- 第21条 本会の事務局は九州産業大学経済学部に置く。

付則 本会則は1996年4月1日より施行する